

「住宅リフォーム助成事業」補助対象工事一覧

令和7年度

省エネ改修	開口部の断熱改修	内窓の新設	既存の窓の内側に新たに窓を取り付ける工事
		外窓の交換	既存の単板ガラス窓を取り除き、下記のガラス交換に規定する新たなガラス窓に交換する工事
		ガラス交換	単板ガラスを次のいずれかに交換する工事 ①複層ガラス（空気層6mm以上） ②複層ガラス中央部の熱貫流率が4.07以下
		ドアの交換	住宅の屋外に面するドアを熱貫流率が4.07以下のドアに交換する工事
	天井裏、床、壁の断熱改修		天井裏、床、又は壁の部位ごとに、新たに断熱材を使用する断熱改修工事（敷込断熱、吹込断熱） ※改修に伴って行う壁の解体、復旧等については、一体工事として補助対象工事に含まれる
高断熱浴槽の設置		一定の保温性能（4時間後のお湯の低下温度が2.5℃以内）が確認された高断熱浴槽を設置する工事 ※設置に伴って行う解体、土間コンクリート及び、ユニットバス設置等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる	
バリアフリー改修	手すりの設置		便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路（玄関アプローチ含む）に手すりを取り付ける工事 ※工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる
	段差の解消		便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（屋外に面する出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む） ※昇降機、リフト等の動力により段差を解消する機器等は含まれない ※廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事及び、ユニットバスを設置する工事において、段差が小さくなる場合は一体工事として補助対象工事に含まれる
	廊下幅等の拡張		通路又は出入口（以下「通路等」という）の幅を拡張する工事 ※工事後の通路幅が概ね780mm以上（浴室の出入口は概ね600mm以上）であること ※通路等の幅を拡張する工事に伴って行う壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え、幅木の設置、柱の面取り等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる
	床材等の変更		滑りの防止及び移動の円滑化等のために居室、浴室、便所等の床又は通路面の材料を変更する工事 【居室】畳敷き→板系床材、ビニール系床材等 【浴室・便所】滑りにくい床への変更 【屋外通路】滑りにくい舗装材への変更 ※床材を変更する工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる
	開き戸から引戸・折戸への変更 ドアノブからレバーハンドル等への変更		①開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテンに取り替える工事 ※工事に伴って行う扉の撤去、戸車の設置等も一体工事として補助対象工事に含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分は含まれない ②ドアノブからレバーハンドル等へ変更する工事
	和式から洋式への便器の変更		和式便器を洋式便器（洗浄水量6.5リットル以下のもの）に取り替える工事 ※和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座は含まない ※便器の取り替えに伴う床材の撤去、復旧等については一体工事として補助対象工事に含まれる
	従来よりまたぎの低い浴槽への変更		洗い場から浴槽の縁の高さが350mm未満又は450mm以上の浴槽を350mmから450mmのものに取り替える工事 ※浴槽の設置に伴って行う解体、土間コンクリート及び、ユニットバス設置等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる